

次世代空モビリティ商用サービス開発事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、次世代空モビリティ産業の振興を図り、以て県産業の活力創造につなげていくため、次世代空モビリティを用いて行う、輸送や観光等のサービス及び、その事業に直接資する関連サービスの創出につながるプロジェクトに対して、支援する。

(定義)

第2条 「次世代空モビリティ」とは、一般的には「電動垂直離着陸機（eVTOL（イーブイトール）：electric vertical takeoff and landing aircraft）と呼ばれ、垂直に離着陸し、ヘリコプターやドローン、小型飛行機の特徴を併せ持つ電動の機体をいう。

(プロジェクト実施主体)

第3条 プロジェクト実施主体は、企業、団体等を構成員とするコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を原則とし、その中に県内に事業所を置く中小企業者等を含み、第4条に掲げるプロジェクトを実施する者をいう。また、プロジェクト実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であつてはならない。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容等については次に掲げるとおりとする。

1 補助事業

- (1) 次世代空モビリティを用いて行う、輸送や観光等のサービス及び、その事業に直接資する関連サービスの創出につながるプロジェクトであること
- (2) 県内企業によるサービスの提供の事業化又は県内でのサービス導入につながるプロジェクトであること
- (3) プロジェクトの費用が適当であること
- (4) プロジェクトが期間内に完了する見込みがあること
- (5) プロジェクトが、県が実施する他事業の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みでないこと

2 補助対象となる事業期間

交付決定日からその年度末まで。

3 審査基準

以下の観点から、有識者からなる次世代空モビリティ商用サービス開発事業審査委員会において、総合的に審査するものとする。

① 本事業の趣旨との整合性

- ・当該プロジェクトが普及することにより、次世代空モビリティ産業の振興や県産業の活力創造等につながるプロジェクトであること

② 技術

- ・提案のプロジェクトで用いる次世代空モビリティについて、その開発能力を十分に有している若しくは、次世代空モビリティを保有又は借用可能であること。

- ・次世代空モビリティを用いて、当該プロジェクトの実証が可能であること。

- ・新規性、独創性及び革新性のある技術、プロジェクトであること

③ 事業性

- ・プロジェクト実現のための資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること

- ・想定する県内、国内及び海外市場の現状や今後の動向を踏まえたプロジェクトであること

- ・事業化が達成された場合、県内企業や様々な産業に経済波及効果を及ぼすこと

④ 将来性

- ・当該プロジェクトで創出されるサービス、あるいはそのビジネスモデルに優位性があり、今後市場獲得が期待できるかの評価

⑤ 実施体制

- ・コンソーシアムがプロジェクトを実現するために必要な知見や技術、スタッフを有し、協力体制を構築できていること

⑥ 働き方改革

申請する企業に以下が含まれているかの評価

- ・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞企業

- ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業

- ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けている企業

- ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業

(事業実施計画の作成及び認定)

第5条 プロジェクト実施主体は、次世代空モビリティ商用サービス開発事業認定申請書(第1号様式)に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

2 知事は、事業内容を審査し、適當と認めるときは、事業認定通知書(第2号様式)によりプロジェクト実施主体に通知する。

(事業の運営)

第6条 プロジェクト実施主体は、この事業で得られた成果を有効かつ効率的に活用するものとする。

(事業の指導)

第7条 この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じてプロジェクト実施主体を指導、助言することができるものとする。

(助成措置)

第8条 知事は、予算の範囲内において、プロジェクト実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

(実績報告)

第9条 プロジェクト実施主体は、事業が終了したときは、知事が別に定める実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

(成果の発表)

第10条 知事は、補助対象となるプロジェクトの成果について、必要があると認めるとときは、プロジェクト実施主体に発表させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年度次世代空モビリティ産業促進事業から適用する。